

## 新型コロナウイルスワクチン4回目集団接種の実施について

町では、4回目の新型コロナウイルスワクチン接種を行います。4回目接種は、重症化予防を目的としています。

4回目接種にあたって、接種するワクチンの希望について意向調査を行います。「意向調査はがき」に必要事項を記入のうえ、お早めにご返送ください。

対象者に該当する方で、意向調査はがきが届いていない方は、新型コロナウイルスワクチン接種コールセンターまでお問い合わせください。

### 対象者

3回目接種から5か月経過した方のうち ①60歳以上の方 ②18歳から59歳の方で、基礎疾患を有する方その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める方

※1・2回目接種時に意向調査で「基礎疾患有り」と回答された方で、3回目接種を受けた方には、意向調査はがきを送付しています。

### 接種日程

7月13日(水)	7月21日(木)	7月27日(水)	7月30日(土)
7月14日(木)	7月22日(金)	7月28日(木)	8月3日(水)
7月15日(金)	7月23日(土)	7月29日(金)	8月4日(木)

### 接種日程のご案内

接種希望者には「新型コロナウイルスワクチン接種日時のご案内」を順次送付します。手元に届きましたらご確認ください。

受付時間 12時50分～16時(最終受付時間)

※受付時間の指定を行います。接種は13時から開始します。

接種会場 新地町保健センター・農村環境改善センター



### 接種日時の変更等

案内の日時で都合がつかない方や、すでに職場や他市町村等で接種済(予定)の方は、お早めに新型コロナウイルスワクチン接種コールセンターに必ず連絡し、日時の変更等を行ってください。

次に該当する方で4回目接種を希望される方は、新型コロナウイルスワクチン接種コールセンターまでお問い合わせください。

- 基礎疾患のある方で、1・2回目接種時に「基礎疾患有り」と回答していない方や、重症化リスクが高いと医師が認める方(接種券の発行申請が必要です)
- 原子力災害等により当町へ避難されている方(住所地から送付された書類が必要です)
- 3回目のワクチン接種後に新地町に転入された方(接種券の発行申請が必要です)

### ◎問い合わせ

新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター(新地町保健センター内)(電話:62-3942)

# 第26回 参議院議員 通常選挙

公示日 6月22日(水)  
投票日 7月10日(日)  
投票時間 7時～18時

## 投票日は7月10日(日)

この選挙は私たちの声を国政に反映する大切な選挙です。  
棄権しないで投票しましょう。

### ■投票所

投票所は「投票所入場券」に記載されていますのでご確認ください。なお、投票所入場券は、公示日に郵送します。

投票する際に、必ず持参してください。ただし、紛失した場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所の係員にお申し出ください。

投票する際に、必ず持参してください。ただし、紛失した場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所の係員にお申し出ください。

投票する際に、必ず持参してください。ただし、紛失した場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所の係員にお申し出ください。

投票する際に、必ず持参してください。ただし、紛失した場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所の係員にお申し出ください。

投票する際に、必ず持参してください。ただし、紛失した場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所の係員にお申し出ください。

投票する際に、必ず持参してください。ただし、紛失した場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所の係員にお申し出ください。

投票する際に、必ず持参してください。ただし、紛失した場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所の係員にお申し出ください。

投票する際に、必ず持参してください。ただし、紛失した場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所の係員にお申し出ください。

投票する際に、必ず持参してください。ただし、紛失した場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所の係員にお申し出ください。

投票する際に、必ず持参してください。ただし、紛失した場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所の係員にお申し出ください。

投票する際に、必ず持参してください。ただし、紛失した場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所の係員にお申し出ください。

### ○期日前投票期間

6月23日(木)～7月9日(土)  
8時30分～20時

○期日前投票所  
役場1階101会議室

※投票所入場券をお持ちください。

■身体に重度の障がいのある方は郵便等による不在者投票ができます

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で一定の要件に該当する方、または介護保険被保険者証を交付されている方で要介護5の方は、郵便等による不在者投票ができます。

該当する方は、投票に係る書類等を請求する必要がありますので、7月6日(木)までに町選挙管理委員会にご連絡ください。

該当する方は、投票に係る書類等を請求する必要がありますので、7月6日(木)までに町選挙管理委員会にご連絡ください。

該当する方は、投票に係る書類等を請求する必要がありますので、7月6日(木)までに町選挙管理委員会にご連絡ください。

該当する方は、投票に係る書類等を請求する必要がありますので、7月6日(木)までに町選挙管理委員会にご連絡ください。

該当する方は、投票に係る書類等を請求する必要がありますので、7月6日(木)までに町選挙管理委員会にご連絡ください。

該当する方は、投票に係る書類等を請求する必要がありますので、7月6日(木)までに町選挙管理委員会にご連絡ください。

該当する方は、投票に係る書類等を請求する必要がありますので、7月6日(木)までに町選挙管理委員会にご連絡ください。

### ○身体障がい者手帳をお持ちの方

両下肢・体幹・移動機能の障がいにあつては1級または2級、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がいにあつては1級または3級、免疫・肝臓の障がいにあつては1級から3級

◆特例郵便等投票  
新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養などをして一定の要件に該当する方は、郵便等で投票することができます。投票用紙の請求など詳しくは、町選挙管理委員会へお問い合わせください。

◆対象となる方  
外出自粛要請または隔離・停留の措置の期間が選挙公示日の翌日から選挙の投票日までの期間にかかると見込まれる方

◆参議院議員通常選挙における新型コロナウイルス感染症対策  
参議院議員通常選挙における投票の際に以下のとおり感染症対策に取り組みます。投票される皆さんも、ご理解・ご協力をお願いします。

◆投票所で行う感染症対策  
・投票管理者、立会人、投票所職員はマスクを着用し、咳エチケット、手洗い、うがいの実施に努めます。  
・投票所に手指用アルコール消毒液を設置します。  
・定期的に投票所の換気を行います。

◆受付の机、投票用紙交付用の机、投票用紙記載台等を定期的に消毒します。  
・使い捨て鉛筆を設置します。  
○投票に来られる皆さんへお願いする感染症対策  
・投票所内でのマスクの着用にご協力をお願いします。  
・咳エチケット、来場前後に手洗い、うがいをお願いします。

◆対象となる方  
外出自粛要請または隔離・停留の措置の期間が選挙公示日の翌日から選挙の投票日までの期間にかかると見込まれる方

◆参議院議員通常選挙における新型コロナウイルス感染症対策  
参議院議員通常選挙における投票の際に以下のとおり感染症対策に取り組みます。投票される皆さんも、ご理解・ご協力をお願いします。

◆投票所で行う感染症対策  
・投票管理者、立会人、投票所職員はマスクを着用し、咳エチケット、手洗い、うがいの実施に努めます。  
・投票所に手指用アルコール消毒液を設置します。  
・定期的に投票所の換気を行います。

◆受付の机、投票用紙交付用の机、投票用紙記載台等を定期的に消毒します。  
・使い捨て鉛筆を設置します。  
○投票に来られる皆さんへお願いする感染症対策  
・投票所内でのマスクの着用にご協力をお願いします。  
・咳エチケット、来場前後に手洗い、うがいをお願いします。

◆対象となる方  
外出自粛要請または隔離・停留の措置の期間が選挙公示日の翌日から選挙の投票日までの期間にかかると見込まれる方

◆参議院議員通常選挙における新型コロナウイルス感染症対策  
参議院議員通常選挙における投票の際に以下のとおり感染症対策に取り組みます。投票される皆さんも、ご理解・ご協力をお願いします。

◆投票所で行う感染症対策  
・投票管理者、立会人、投票所職員はマスクを着用し、咳エチケット、手洗い、うがいの実施に努めます。  
・投票所に手指用アルコール消毒液を設置します。  
・定期的に投票所の換気を行います。

### ■投票の方法

投票は、候補者個人の名前を記入する選挙区選挙、政党(政治団体)等の名称や略称、または候補者個人の名前を記入する比例代表選挙の2種類があります。

### ■投票できる方

平成16年7月11日までに生まれた方で、3か月以上新居町に居住し、住民登録のある方(令和4年3月21日までに転入届を出している方)

### ■投票の方法

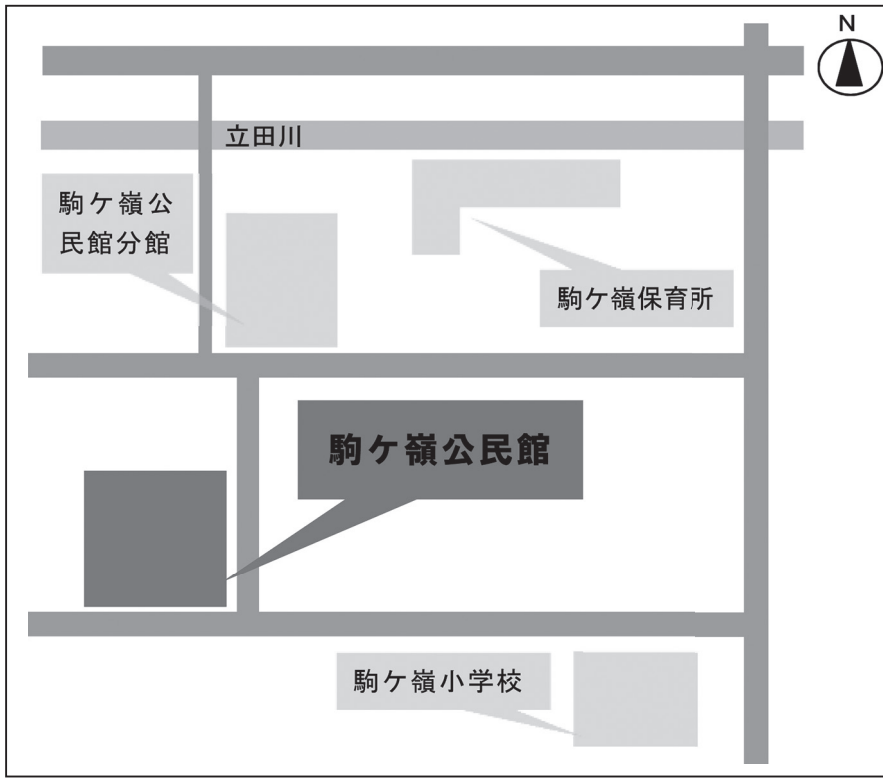
投票は、候補者個人の名前を記入する選挙区選挙、政党(政治団体)等の名称や略称、または候補者個人の名前を記入する比例代表選挙の2種類があります。



■投票所が一部変更になります。

第4投票区の投票所がこれまでの「駒ヶ嶺保育所」から「駒ヶ嶺公民館」に変更になります。投票所については、投票所入場券に記載してありますので、ご確認の上、お越しく下さい。

○駒ヶ嶺公民館（新地町駒ヶ嶺字新町前29―1）



▲第4投票区 駒ヶ嶺公民館の位置図

◎問い合わせ 町選挙管理委員会  
62-2111

会計年度任用職員 募集

町では、会計年度任用職員を募集します。

募集職種

- 保育士、児童クラブ支援員、児童クラブ補助員
- 任用予定人数 若干名
- 諸手当

通勤手当、時間外勤務手当、期末手当等が支給されます。休暇  
 年次有給休暇、病気休暇などの特別休暇等があります。

その他

健康保険（勤務条件による）、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。  
 健康診断、ストレスチェック、人事評価の対象となります。

選考方法

書類審査、面接試験等（面接日は後日通知します）

募集受付期限

7月4日(月)  
 応募方法  
 役場町民課で交付する会計年度任用職員応募申込書に必要事項を記入し、資格証の写

しを付けて町民課へ提出してください。

※複数の所属への申込はできません。  
 ※提出書類は返却しません。  
 ※郵便で申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「新地町

会計年度任用職員申込用紙請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛名明記の定形返信用封筒（角形2号）を必ず同封してください。

◎申込・問い合わせ

町民課 子育て支援係  
 ☎62-2116

職名	勤務内容	資格等	勤務日 勤務時間	給与 報酬額等	勤務場所
保育士	保育所での保育業務補助、児童表作成、日誌等	保育士	月～金 7時～19時の間の 7時間	時間額 998円 ～1,043円	各保育所
児童クラブ 支援員	学童保育業務	放課後 児童 支援員	月～金 13時～18時	時間額 938円	各児童 クラブ
児童クラブ 補助員		無	土・長期休暇期間は 8時～18時 のシフト制	時間額 917円	

**しんちパンプトラック  
フェスティバル2022  
開催のお知らせ**

**開催日時**

7月16日(土)・17日(日)

10時～17時

**開催場所**

釣師防災緑地内

しんちパンプトラック場

**内容**

**16日(土)** 参加者全員の予備タイム計測を実施します。空き時間はフリーランとしてコースを自由に走行できます。

**17日(日)** 年齢やカテゴリ別に設定されたクラス毎に本番のタイム計測を実施し、上位数名で決勝戦を行います。

**エントリー費**

1日 2,000円

2日 3,000円

**エントリー方法**

구글フォームよりエントリー受付します。



グーグル  
フォーム

エントリー期限

7月8日(金)

※観覧の場合はエントリーは不要です。

◎問い合わせ

SHINCHI PUMPTRACK  
FESTIVAL 実行委員会事務局  
電子メール：  
shinchipumptrack@gmail.com



※当日はイベントで貸し切りとなっております、エントリーした方のみが走行可能です。(通常の1時間毎の利用はできません)

◎問い合わせ

建設課 事業係

☎62-2114

**6月分から児童手当  
制度が変わります**

児童手当法の改正により、

令和4年6月以降は一部の方を除いて児童手当現況届の提出は不要となります。また、令和4年6月分(令和4年10月支給分)から、児童を養育している方の所得が所得上限限度額以上の場合、支給資格が消滅し、手当が支給されなくなります。

※支給資格が消滅になった方が、翌年、対象となる所得が所得上限額未満となった場合は、再度手当を受け取ることができません。手当を受け取るためには、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。

詳しくは、受給者の方へお送りしている通知、町ホームページをご確認ください。



町HP

◎問い合わせ

健康福祉課 福祉係

☎62-2931

**令和4年国民生活基礎  
調査ご協力をお願い**

国民生活基礎調査とは

国民生活の実態を知り、国の様々な取り組みの基礎調査とするため、厚生労働省が毎年実施しています。令和2年国勢調査区から無作為に抽出し、本町でも1調査区が対象となっております。

調査員が調査票の配布や回収などのために訪問した際にはご協力くださるようお願いいたします。

**調査対象地区**

新地町地区の一部

**調査事項**

7月14日(木)時点での所得票、貯蓄票

**調査方法**

身分証を携帯した調査員が調査地区内を巡回し対象の世帯へ6月下旬に訪問し、調査票を配布し、後日受け取りに伺います。

◎問い合わせ

相双保健福祉事務所

☎26-1324

**単独浄化槽・くみ取り  
トイレをお使いの方へ  
合併浄化槽補助制度の  
お知らせ**

生活雑排水による公共用水域の水質汚濁防止を目的とした、合併浄化槽への転換補助制度があります。

海や川の環境保全のため補助制度をご活用いただき、合併浄化槽への切り替えをご検討ください。

◇補助金額

5人槽…332,000円

(床面積130㎡以下)

7人槽…414,000円

(床面積130㎡以上)

10人槽…548,000円

(2世帯住宅で、風呂と台所が2箇所必要)

※公共下水道事業区域内および農業集落排水事業区域内の家庭は、対象外となっておりますので、下水道への接続をお願いいたします。

◎問い合わせ

都市計画課 下水道係

☎62-2113

## 道路・河川愛護活動の実施について

7月の河川愛護月間、8月の道路ふれあい月間であるこの時期に、良好な道路・河川環境の保全を図るため、下記活動を実施しますので、ご協力をよろしくお願ひします。

また、作業実施の際は行政区長・地区長等の指示により、安全確保や新型コロナウイルス感染症対策等に配慮して作業を行っていただきますようお願いいたします。

**実施内容** 道路を覆っている立木の伐採作業、路肩の草刈り作業、歩道縁石まわりの草刈り作業、河川の草刈り作業



◎問い合わせ 建設課 建設係 (電話：62-2114)

### マイナポイント 第2弾

マイナポイント第2弾とは

マイナンバーカードの普及を促進するとともに、消費喚起や生活の質の向上につなげるために、マイナンバーカードを活用して、一人当たり最大2万円相当のポイントを付与する国の事業です。令和2年9月から実施したマイナポイント事業の第2弾となります。

ポイント申込の対象となるマイナンバーカードの申請期限  
令和4年9月末までに、マイナンバーカードを申請した方  
マイナポイントの申込・付与期限  
令和5年2月末まで

マイナポイントをもらうためには

マイナポイントをもらうためには、マイナポイントの予約・申込が必要です。マイナポイントの申込は、マイナンバーカードの読取ができるスマートフォンやパソコンからご自身で行うことができます

が、操作方法がわからない場合は、役場町民課窓口で申込みサポートをしています。

マイナポイント予約・申込に必要なもの

- ① マイナンバーカード
- ② 数字4桁のパスワード（マイナンバーカードを取得した際に設定した4桁の数字）
- ③ 申し込むカード等の「決済サービスイD」と「セキュリティコード」
- ④ 銀行口座が確認できるもの（公金受取口座の登録を行わない場合は必要ありません。）

※健康保険証申込および公金受取口座登録に対するマイナポイントの申込を行う際は、マイナポイントの申込のほかに、健康保険証の利用申込および公金受取口座の登録を行う必要があります。

健康保険証利用申込および公金受取口座登録は次のQRコードのマイナポータルサイトより登録ができます。

◎問い合わせ

町民課 町民係

62-2115



マイナポータル  
サイト HP

対象者	付与ポイント	実施期間
マイナンバーカードの新規取得者や第1弾に申し込みをしていない方	最大5,000円相当	令和4年1月1日から令和5年2月末まで (チャージ・買い物期限も含む)
マイナンバーカードの保険証としての利用申込みを行った方	7,500円相当	令和4年6月30日から令和5年2月末まで
公金受取口座の登録を行った方	7,500円相当	令和4年6月30日から令和5年2月末まで

### 行政相談

7月11日(月)  
9時30分～11時30分 保健センター

### 心配ごと相談

7月1日(金)・11日(月)・20日(水)  
9時30分～11時30分 保健センター

### 交通事故相談

7月4日(月)  
9時～17時 役場101相談室

## 無料法律相談所（電話相談）

町では、弁護士による電話無料法律相談所を開設します。相談は無料ですが電話相談の方法によっては、通話料をご負担いただく場合があります。

また、事前の予約が必要となりますので、問い合わせ先へ連絡ください。

開設日 7月19日(火)

場所・時間 役場101相談室 14時～16時

相談員 福島県弁護士会相馬支部所属弁護士

相談内容 生活に関する悩みや、消費生活に関すること

### ◎予約・問い合わせ

町民課 生活環境係（電話：62-2116）  
福島県弁護士会相馬支部（電話：36-4789）

## 7月

### 休日在宅当番医

3日(日) ふなばし内科クリニック  
(相馬市) ☎35-1500  
10日(日) 八巻クリニック  
(相馬市) ☎37-7117  
17日(日) 桜ヶ丘さいとう整形外科  
(相馬市) ☎35-1333  
18日(月) 菅野医院  
(新地町) ☎63-2388  
24日(日) 相馬中央病院  
(相馬市) ☎36-6611  
31日(日) 菜のはなこどもクリニック  
(相馬市) ☎36-8739  
診療時間 9時～16時

### 休日在宅当番歯科医

3日(日) 桜ヶ丘デンタルクリニック  
(相馬市) ☎26-7018  
10日(日) 草野歯科  
(原町区) ☎24-3663  
17日(日) 佐藤歯科医院  
(相馬市) ☎36-0707  
18日(月) くまがみ歯科医院  
(原町区) ☎25-3443  
24日(日) 相馬中央病院(歯科)  
(相馬市) ☎36-6611  
31日(日) 木幡歯科医院  
(鹿島区) ☎46-2244  
診療時間 9時～16時

## マイナンバーカード 休日窓口開設

平日にマイナンバーカードの申請や受け取ることができない方のために休日窓口を開設します。予約した上でご利用ください。

開設日時 7月10日(日)  
9時～15時(予約制)  
場所 役場1階町民課  
◎予約・問い合わせ  
町民課 町民係  
☎62-2115

### 転入女性のしゃべり場

t e n t e n c a f e @相馬

日時 7月11日(月) 10時～12時

場所 c a f e野馬土

参加費 500円

募集人数

新地町・相馬市や近隣市町村に転入、移住、Uターンした女性8名

※事前に予約が必要です。

◎申込・問い合わせ

一般社団法人 t e n t e n

(電話：024-529-5895)



申込 QR

### 自家消費野菜等の放射性物質測定結果について

5月の放射性物質測定の申し込みはありませんでした。

※町では自家消費野菜等の放射性物質測定を行っています。

検査を希望される方は持込方法などをご確認の上、予約をお願いします。

◎予約・問い合わせ

農林水産課 農林水産係

(電話：62-2194)

### 農作物等被害対策によるイノシシ捕獲数について

	捕獲数(頭)
5月捕獲数	1
令和4年度累計捕獲数	3

町では、農作物等鳥獣被害対策として、イノシシの捕獲活動を実施しています。有害鳥獣捕獲隊の活動にご理解ご協力をお願いいたします。

また、事故防止のため、捕獲用の箱罟等には近づかないようにお願いします。

◎問い合わせ 農林水産課 農林水産係

(電話：62-2194)